大津市道路位置指定申請手続きの流れ

※ 所要日数はおよその目安です。

事　前　相　談	・計画内容を確認し、必要に応じて現地を確認します。
事前審査申請書の提出	・正副各1部を提出してください。（添付資料等は道路位置指定申請要領を参照してください。）
協議用書類の提出	・関係課との協議用書類を提出してください。必要部数は10部程度です。（物件により異なります。添付資料等は道路位置指定申請要領を参照してください。）
審査結果通知	・本課及び関係課との協議事項、訂正事項について通知します。
訂正及び関係課協議	・通知内容に基づき、本課に提出した申請書の訂正及び関係課との協議を行ってください。（関係課とは直接協議してください。）
要件処理報告書の提出	・協議結果一覧表及び関係課との協議書の写しを添付し、事前審査要件処理報告書を提出してください。
事　業　承　認	・事業承認書を交付します。
工　事　着　手	・工事着手届を提出してください。
工　事　完　了	・ 工事完了届（工事写真、確定測量図、CBR試験結果報告書等添付）を提出してください。 ・ 計画図面の位置に道路位置指定標識（有料）を設置してください。
工事完了検査	・検査に合格すると、検査済証を交付します。検査済証の写しを本申請書に添付してください。
本申請書の提出	・正副各1部を提出してください。（添付資料等は道路位置指定申請要領を参照してください。） ・申請用紙は道路の位置指定申請書（様式第6号）用紙を使用してください。 ・図面の用紙は長期間の保存に耐える丈夫な用紙（和紙等）を使用してください。
審　査	・訂正事項等を連絡しますので、速やかに対応してください。
指定及び公告	・道路の位置指定通知書を交付します。（指定日以降、当該位置指定道路に接道する建築物の確認申請ができます。）

約40日

約1か月

約2週間

約3か月

訂正が速やかな場合約20日